

石川県社会福社会館建替工事基本構想

(最終案)

令和7年3月

石 川 県

目次

はじめに

第1章 現社会福祉会館の現状と課題…………… 1

1. 現施設の現状 …………… 1
2. 現施設の課題等 …………… 5

第2章 新たな社会福祉会館像と求められる機能………… 6

1. 新たな会館像 …………… 6
2. 求められる機能 …………… 7
3. 施設建設にあたっての留意事項 …………… 8

第3章 新社会福祉会館の施設計画…………… 9

1. 整備方針 …………… 9
2. 施設計画 …………… 10
3. 施設規模 …………… 15

第4章 新中央児童相談所等の施設計画…………… 16

1. 新たな建物整備にあたっての基本方針 …………… 16
2. 建物整備における機能強化の方向性 …………… 16
3. 中央児童相談所 …………… 17
4. 女性相談支援センター …………… 21
5. 施設規模 …………… 22

第5章 施設計画の留意事項…………… 23

1. 交通アクセス …………… 23
2. 環境・性能 …………… 23

第6章 整備予定地	25
1. 位置・面積・交通事情	25
2. 土地利用のあらまし	26
3. 整備予定地の利用方法	27
第7章 整備手法	29
1. 類似施設の動向	29
2. 整備手法の検討	29
3. 事業手法	30
第8章 整備スケジュール	31

はじめに

石川県社会福祉会館は、昭和41年9月に金沢市本多町に建築後、石川県社会福祉協議会をはじめとする約30の福祉関係団体や石川中央保健福祉センター福祉相談部等が入居する、本県の福祉活動の拠点となってきました。

しかしながら、建築から半世紀を超え老朽化が進んでいることに加えて、施設の狭隘化による会議室や研修室、相談室、駐車場等の不足、各部屋の機能的・効率的な配置やデジタル化への対応の困難、別棟となっている福祉総合研修センターとの更なる連携など、様々な課題が生じています。

このため、県では、新たな社会福祉会館の整備に向け、これからの時代にふさわしい会館はどうあるべきかを検討するため、令和5年5月に、福祉関係者や学識経験者からなる「石川県社会福祉会館の在り方検討委員会」を設置し、また、同年9月に策定した石川県成長戦略では、全ての県民が関わる新たな時代のいしかわの福祉の充実に向け、新たな社会福祉会館を整備することを明記しました。同年10月には、同委員会より新たな会館像や求められる機能等を取りまとめ、知事に報告していただきました。

こうした流れを踏まえ、次のステップに向けて準備を進めておりましたが、その矢先に令和6年能登半島地震が発生し、社会福祉会館を含め本県の大規模プロジェクトは、一旦停止を余儀なくされました。しかしながら、この社会福祉会館の建替えについては、県民の皆様が安全安心な生活に特に必要であることから検討を再開することとし、令和6年6月に基本構想策定予算を計上し、県庁周辺で公共交通が確保されていて、十分な駐車スペースを確保可能な、県立金沢西高校第2グラウンドを移転先とすることとしました。

基本構想の策定にあたっては、社会福祉学等を専門とする学識経験者や、県内の福祉団体を代表する有識者の方々に構成される検討委員会を設け、4回にわたり議論を行い、数多くのご意見をいただきました。また、県議会でのご議論や、パブリックコメントの実施による県民の皆様からのご意見もいただきながら、策定作業を進めてまいりました。

本基本構想に基づき、新たな社会福祉会館が、福祉関係者をはじめ、広く県民の皆様方に利用していただくことで、県民と福祉のつながりを強める場となり、いしかわの福祉の充実にご寄与する拠点となるよう、早期の整備を推進してまいります。

第1章 現社会福祉会館の現状と課題

1. 現施設の現状

- ・石川県社会福祉会館は、旧館、新館ともに昭和40年代に整備を行っており、隣接する旧県立図書館（4階部分）に入居する福祉総合研修センター（令和5年5月に金沢市北安江へ仮移転）とともに、長年にわたり、福祉関係者の活動や福祉人材の資質向上などの拠点としての役割を担っています。
- ・現社会福祉会館には、30を超える福祉関係団体と、石川中央保健福祉センターの福祉相談部などが入居しています。

(1) 所在地

- ・石川県金沢市本多町3丁目1-10



【現社会福祉会館の位置】

出典：国土地理院地図

(2) 建物の構造・規模等

- ・現社会福祉会館：鉄筋コンクリート造4階建（地下1階付） 延床 6,024 m²（敷地 5,470 m²）
[内訳] 旧館：昭和41年建設 延床 3,262 m²
新館：昭和47年建設 延床 2,762 m²
- ・その他：付属施設 鉄筋コンクリート造2階建 延床 864 m²
- ・福祉総合研修センター（仮移転済）：鉄筋コンクリート造4階建（地下2階付）
施設4階部分 延床 995 m²（敷地 4,664 m²）
※面積は旧県立図書館入居時のデータ
- ・駐車場：62台（来客用43台、公用車19台）



【現社会福祉会館と福祉総合研修センターの配置状況】 出典：国土地理院地図

現社会福祉会館



福祉総合研修センター(旧県立図書館4階部分 仮移転済)



(3) 入居団体

①福祉関係団体等

(五十音順)

団体名	
(一社) 石川県介護福祉士会	
石川県がん安心生活サポートハウス	
石川県里親会(中央児童相談所内)	
石川県肢体不自由児協会	
(社福) 石川県社会福祉協議会	
	(社福) 石川県共同募金会
	石川県民生委員児童委員協議会連合会
	石川県老人福祉施設協議会
	石川県児童養護協議会
	石川県社会福祉協議会障害福祉施設部会
	石川県社会就労センター協議会
	石川県社会福祉協議会保育部会
	石川県社会福祉法人経営者協議会
	石川県内社会福祉協議会職員連絡協議会
	みらい子育てネット石川県地域活動連絡協議会
	日本保育協会石川県支部
	石川県保育推進連盟
	石川県地域包括・在宅介護支援センター協議会
	石川県デイサービスセンター協議会
	石川県介護支援専門員協会
	石川県ホームヘルパー協議会
(一社) 石川県社会福祉士会	
(社福) 石川県身体障害者団体連合会	
石川県知的障害者福祉協会	
(社福) 石川県聴覚障害者協会	
	石川盲ろう者友の会
石川県町長会	
	石川県町村議会議長会
	石川県市町村職員退職手当組合
(公社) 石川県手をつなぐ育成会	
(公財) 石川県老人クラブ連合会	
(公社) 金沢こころの電話	

②行政機関

(組織順)

機関・部署名	
石川中央保健福祉センター福祉相談部 (管理課、子ども・女性相談課、障害福祉課、判定課、自立支援課)	
中央児童相談所 (管理課、子ども・女性相談課、判定課、自立支援課)	
身体障害者更生相談所 (管理課、障害福祉課、判定課)	
知的障害者更生相談所 (管理課、障害福祉課、判定課)	
女性相談支援センター※ (管理課、子ども・女性相談課、判定課、自立支援課)	

※いしかわ性暴力被害者支援センターを含む

(4) 利用状況

部屋		階	面積 (㎡)	利用状況
県の機関	事務室	1、2	304	管理課、子ども・女性相談課、 障害福祉課、判定課
	倉庫、書庫等	1～4 (地下含む)	466	倉庫、書庫、応接室、更衣室等
	相談室、 プレイルーム等	1～3	493	各種相談用務等 (児童、女性、身体障害、知的障害)
貸館	大ホール	4	373	入居団体が総会や会議等の 目的で利用
	会議室	3	278	
福祉団体等	石川県社会福祉協議会 (事務室、会議室等)	2～4	872	県社協が研修室、会議室、 事務室等の目的で利用
	その他の福祉団体等 (事務室等)	1～4	895	県社協以外の福祉団体等が 事務室等の目的で利用
別棟	福祉総合研修センター (研修室、事務室等)	4 (旧図書館)	995	県社協が研修室、事務室等の 目的で利用

2. 現施設の課題等

(1) 現社会福祉会館が抱える課題

- ・ 建築から半世紀を超え、建物の老朽化が進んでいることに加え、施設の狭隘化による会議室・研修室や相談室及び駐車場などの不足、各部屋の機能的・効率的な配置やデジタル化への対応が困難、別棟となっている福祉総合研修センターとの更なる連携など様々な課題が生じています。

(2) 福祉関係団体からの主な意見

- ・ 福祉関係団体からの主な意見は、次のとおりです。

- ・ 現状は手狭であり駐車場が不足している。
- ・ 県内各地から金沢市中心部の本多町までのアクセスが悪く時間がかかる。
- ・ 今の時代に求められる相応しい機能を備える必要があり、建て替え場所自体は大きな問題ではない。
- ・ 障害のある方が利用しやすいよう設計等への配慮が必要である（屋根付き駐車スペース、館内情報の映像と音声による案内等）。

第2章 新たな社会福祉会館像と求められる機能

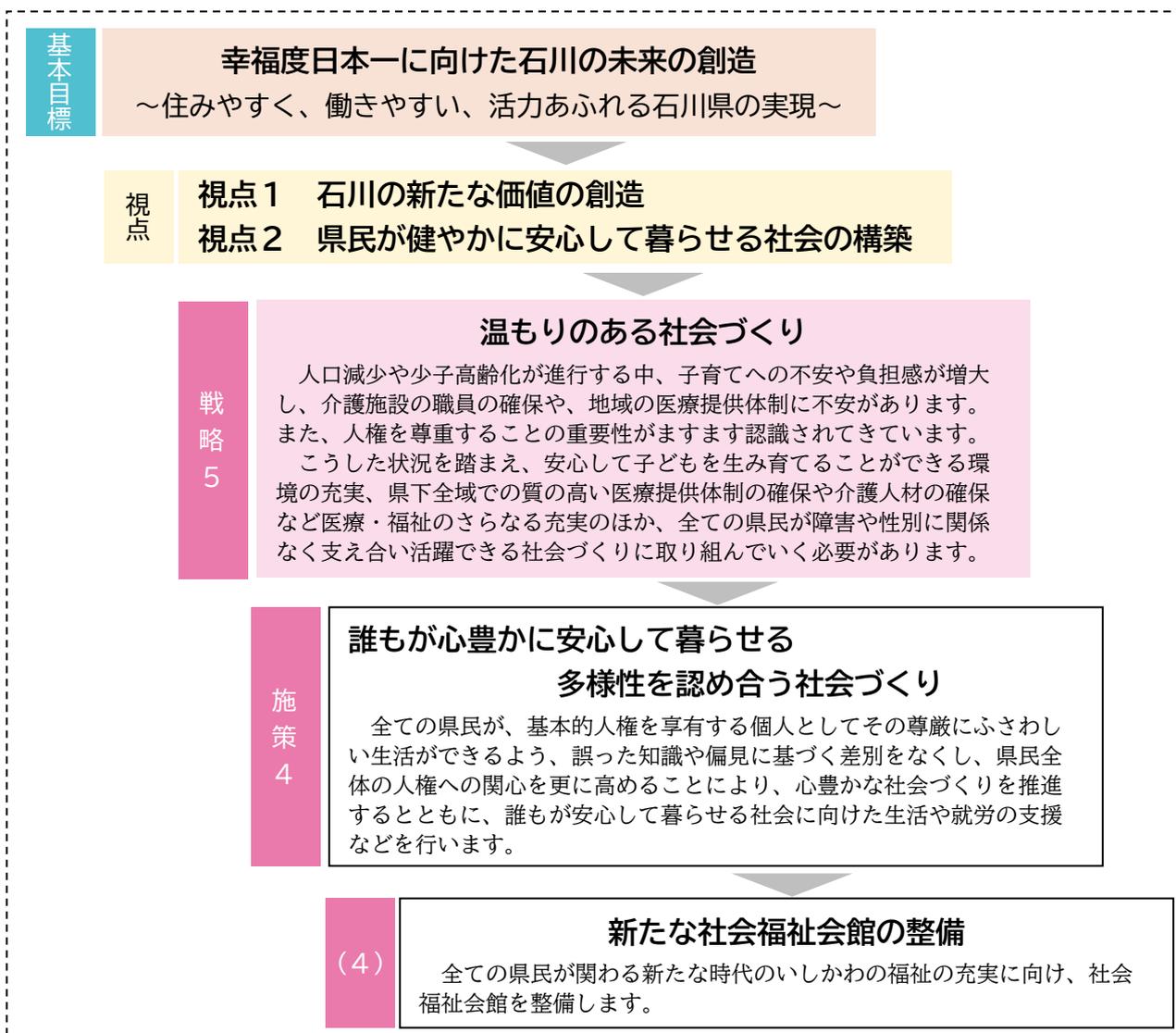
1. 新たな会館像

- ・石川県成長戦略（令和5年9月）、石川県社会福祉会館の在り方検討委員会報告書（令和5年10月）を踏まえ、新たな会館像を次のとおりとします。

誰もが自分らしく心豊かに安心して暮らせる地域社会の実現に向け、新たな時代における、すべての県民が関わる「いしかわの福祉」の充実に寄与する拠点

- 福祉は、県民誰もが生涯のうちに必ず関わるものです。新たな社会福祉会館が社会に開かれ、「県民」と「福祉」のつながりを強める場となることにより、いしかわの福祉の充実につなげます。
- デジタル技術を活用した相談対応や研修事業など、新たな時代の流れを的確に捉えながら、福祉に関する様々な取組が展開できる施設とします。

< 参考 > 石川県成長戦略（令和5年9月）



2. 求められる機能

・新たな社会福祉会館に求められる5つの機能とそれぞれの方向性は、次のとおりとします。

求められる機能	方向性
① 県民が福祉を知り、身近に感じてもらう機能 【 福祉への理解醸成 】	<ul style="list-style-type: none">・県民が気軽に訪れることができ、訪れた県民が、福祉に触れ、理解を深めることができる場とします。・福祉の魅力を発信することにより、将来の福祉の担い手の確保につなげる場とします。・広く県民が集い、福祉に関わる、様々な活動を行うことができる場とします。
② 県民や市町、福祉関係者からの幅広い福祉の相談に応える機能 【 相談対応 】	<ul style="list-style-type: none">・障害のある方、子ども、女性など、様々な福祉分野について、県民の身近な相談から福祉関係者の専門的な相談まで幅広く応える場とします。・プライバシーの確保に細心の配慮をし、安心して相談できるよう、明るく開かれた相談環境を整備します。
③ 福祉に関する専門的な知識や技能を習得する機能 【 人材育成 】	<ul style="list-style-type: none">・福祉に関する研修の体系的な実施や情報提供など、人材育成・研修の総合窓口とします。・対面形式やWeb形式など、様々な方法に対応できる充実した研修環境を整備します。
④ 様々な福祉の担い手に活動の場を提供し、連携した取組を促進する機能 【 活動促進 】	<ul style="list-style-type: none">・福祉に関するボランティア団体やNPOなど、様々な福祉の担い手が集い、つながりを強める場とします。・様々な団体が利用できる共用の作業場所の提供など、活動を後押しできる環境を整備します。
⑤ 障害のある方や高齢の方などが仕事に携われる機能 【 社会参加促進 】	<ul style="list-style-type: none">・障害のある方など、様々な人の社会参加を促進し、発信する場とします。・障害のある方や高齢の方が、施設の運営などに携わる機会を提供します。

3. 施設建設にあたっての留意事項

・施設の建設にあたり、施設全体の環境や性能を確保するために、次の事項に留意します。

施設建設にあたっての留意事項

1. 交通アクセス

2. 環境・性能

- (1) 相談者のプライバシー配慮
- (2) 木材の活用
- (3) ユニバーサルデザイン
- (4) DXの推進
- (5) GXの推進
- (6) 施設の長寿命化
- (7) 屋外空間の活用

第3章 新社会福祉会館の施設計画

1. 整備方針

エリア構成

- ・第2章の「2. 求められる機能」を踏まえ、施設全体のエリア構成として、次の6つのエリアを想定します。
- ・また、第2章の「3. 施設建設にあたっての留意事項」に基づき、基本的な環境・性能を確保します。

	エリア	主な機能
多目的エリア	広く県民に開かれたエリア	福祉への理解醸成 社会参加促進 人材育成
相談エリア	多様な相談に対応するエリア	相談対応
研修エリア	福祉の専門知識を習得するエリア	人材育成
執務エリア	入居団体等の事務エリア	活動促進
会議エリア	関係団体等の会議エリア	活動促進
協働エリア	関係団体等が共用で利用するエリア	活動促進

2. 施設計画

(1) 多目的エリア

多目的スペース

- ・福祉関係イベントの開催など、様々な利用ができるスペースとします（例：ミニキッズケア（※）、子ども用品バザー、障害のある方が作った物品・食品の販売イベント等）。
- ・次世代を担う子ども・若者たちに、福祉を知り、関心を持ってもらうことで、本県の将来の福祉人材確保につなげたいことから、子ども・若者を中心としつつ、全世代の県民の利用を想定します。
- ・広く県民が福祉に関心を持ち、知ってもらう機会を提供するほか、次世代の福祉を支える子どもや若者を中心に、福祉を学ぶ場や学校教育活動の場として利用します。
- ・多世代向けeスポーツ大会や、パラスポーツの普及につながるスポーツ教室が行える場としても利用します。
- ・障害のある方と県民と一緒に活動でき、子どもと交流できる場とします。
- ・災害時には福祉施設等への支援物資の受入れ場所として転用することも想定します。

展示コーナー

- ・障害者アートなどの展示や、福祉団体の活動情報等の発信、障害者福祉施設や学生等との協同活動が行えるコーナーとします。
- ・展示空間は、パネル展示だけではなく、障害のある方とその支援者の活動が来館者に伝わるように工夫します。

福祉情報コーナー

- ・デジタル化の進展を踏まえ、インターネット検索、パンフレット、福祉団体活動報告書などの設置による、小スペースでより効率的に情報の発信ができるコーナーとします。
- ・福祉関係者や研修受講者が、専門知識や技能習得等の情報を収集できる場とします。
- ・来館者が、仕事や資格等の情報、各種研修情報、福祉や子育て団体等の活動、福祉イベントやボランティア募集等の情報を収集できる場とします。

※子どもたちが参加しやすい介護の職業体験イベントのことです。「キッズケア」は社会福祉法人あかねの登録商標です。

休憩・飲食スペース

- ・職員や研修参加者、近隣住民等が気軽に訪れやすく、休憩や会話を楽しみ、自由に飲食ができるスペースとします。
- ・近隣の学生等がグループや個人の学習等に活用することも想定します。
- ・障害のある方や高齢の方が働くことができる、社会参加の場となるようなカフェを設けることや、来館者が県内の障害者就労施設等で作られた商品に触れる機会を提供できるような販売スペースを設けることも、採算性を考慮したうえで検討します。

キッズスペース

- ・子ども連れの方でも安心して施設を利用できるスペースや、おむつ交換や授乳ができるスペースの併設を検討します（例：授乳室等）。

配置方針

- ・県民が福祉を知り、身近に感じ、用事がなくても自然に訪れたい工夫をこらし、エリア全体を多目的かつ一体的に利用できる空間として整備します。

(2) 相談エリア

相談スペース

- ・入居団体と行政機関（※）が、障害のある方、子ども、女性など、様々な福祉分野について、県民の身近な相談から福祉関係者の専門的な相談まで幅広く応えるスペースとします。
- ・明るく、圧迫感のない、柔らかくあたたかい雰囲気、プライバシーが保たれた相談環境とします（例：木材の活用、防音等）。
- ・子ども連れの方や車椅子利用者等の利用を想定し、ゆとりのあるバリアフリーに配慮した相談環境とします。また、相談内容に応じて相談環境を選択できるなどの工夫も検討します（例：個室やパーティションで区切られた空間等の選択等）。
- ・身近なことも含め、幅広い相談に対応できる窓口や内容に応じて専門家を紹介する仕組みがあるなど、県民が安心して訪れることができる工夫を取り入れます。
- ・個別の事情で容易に来館できない場合にも対応できるよう、オンライン相談などの環境を整備します（例：Web環境整備等）。
- ・相談していること自体を知られたくない相談者にも配慮できるような動線や部屋の配置を検討します。
- ・対応職員の安全確保のため、他の職員が相談室の様子を知ることができる工夫を検討します。
- ・空室時は、打合せに利用するなど、フレキシブルな利用を想定します。

※行政機関は、石川中央保健福祉センター福祉相談部、中央児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性相談支援センターを想定しています。

配置方針

- ・相談者がわかりやすい動線に配慮するほか、安心して相談できる諸室配置や環境とします。
- ・特にプライバシーに最大限の配慮が必要な中央児童相談所、女性相談支援センターは、別棟で整備します（「第4章 新中央児童相談所等の施設計画」を参照）。

(3) 研修エリア

研修スペース

- ・初任者から中堅、管理者まで幅広く対象とした福祉に関する総合的かつ体系的な研修が継続して行える環境を整備します。
- ・利用人数に応じて空間を仕切るなど、フレキシブルに対応できる研修スペースとします（例：可動間仕切の設置等）。
- ・対面やオンライン、ハイブリッドなど様々な研修方法に対応できる環境を整備するほか、オンデマンド型の研修に対応できる設備機器の導入も検討します（例：Web環境整備等）。
- ・研修参加者が情報交換や交流ができるスペースの整備を検討します。
- ・福祉人材の確保・育成については、いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）との連携も検討します。

配置方針

- ・研修参加者や講師が利用しやすい動線に配慮するほか、集中して研修が行える諸室配置や環境とします。
- ・空室時は会議室として利用できるなど、フレキシブルな利用を想定します。

(4) 執務エリア

事務スペース

- ・職員が働きたいと思えるオフィス環境を具体化するために、入居団体の要望を踏まえたスペースを検討します。
- ・気軽に打合せや作業ができる協議スペースや業務集中スペースを設けるなど、働きやすく、業務効率化にも工夫された執務環境を検討します（例：Web環境整備、書類の電子化等）。
- ・施設内に気分転換できる空間を設けるなど、働きやすい環境の整備を進めます。

配置方針

- ・入居団体が協力し、働きやすい動線や諸室配置とします。

(5) 会議エリア

会議スペース

- ・利用人数に応じて空間を仕切るなど、フレキシブルに対応できる会議スペースとします（例：可動間仕切りの設置等）。
- ・対面やオンライン、ハイブリッドなど様々な会議方法や対象人数の変化に対応できる環境を整備します（例：Web環境整備等）。

配置方針

- ・利用者が利用しやすい動線に配慮するほか、集中して会議が行える諸室配置や環境とします。
- ・空室時は研修室として利用できるなど、フレキシブルな利用を想定します。

(6) 協働エリア

コワーキングスペース

- ・様々な福祉の担い手に、ミーティングや事務作業、印刷やWeb検索等ができる共用の作業場所を提供し、連携した取組を促進します。
- ・福祉関係団体間の連絡や情報交換が行えるような設備の設置を検討します（例：掲示板、私書箱の設置等）。
- ・災害時には、災害派遣福祉チーム（DWA T）等の支援団体の活動拠点に転用することも想定します。

配置方針

- ・福祉関係団体等が利用しやすい動線、諸室配置とします。

(7) 災害時における利活用

- ・ 諸室や設備については、非常時のみ使用することになるスペース等を極力作らず、平常時使用する部屋等を災害時にも転用できるよう、効率的かつ機能的に配置・設置することとします（フェーズフリー）。
- ・ 災害が発生した際、新たな社会福祉会館は、主に福祉施設への支援を実施することを想定し、通常使用する会議室等の一部を災害対応へ切り替えます。福祉支援の情報集約や発信など様々な支援活動の実施を検討します。
- ・ 災害支援活動に必要なボランティア活動の装備品用の備蓄倉庫等を、浸水対策にも留意して地上階に整備することや、支援者用の更衣・シャワースペースの設置検討も行います。
- ・ 金沢市近郊等で大規模災害が起こった場合、必要に応じて給水支援や入浴支援等の場として屋外を活用することも想定します。

【平常時】

- 多目的スペース
- コワーキングスペース
- 会議室の一部
- 更衣・シャワースペース



【災害時】

- 福祉施設等への支援物資受入れ
- 支援団体の活動拠点
- 福祉相談コーナー
- 災害支援者の宿泊・仮眠

3. 施設規模

- ・第2章の「2. 求められる機能」を実現するための各エリアの概ねの規模を次のように設定します（具体的には設計段階で決定）。

区分	内容	規模
多目的エリア	・多目的スペース ・展示コーナー ・福祉情報コーナー ・休憩・飲食スペース ・キッズスペース	750 m ² 程度
相談エリア	・相談スペース	600 m ² 程度 ※中央児童相談所 及び女性相談支援 センターは除く
研修エリア	・研修スペース	800 m ² 程度
執務エリア	・事務スペース	1,350 m ² 程度
会議エリア	・会議スペース	350 m ² 程度
協働エリア	・コワーキングスペース	250 m ² 程度
共用部	・廊下、階段、エレベーター、倉庫、機械室等	2,400 m ² 程度
合計		6,500 m ² 程度

第4章 新中央児童相談所等の施設計画

・中央児童相談所等検討ワーキンググループ等での議論を踏まえ、次のとおりとします。

1. 新たな建物整備にあたっての基本方針

- 新たな児童相談所と女性相談支援センターの相談機能は、子どもや保護者、女性等のプライバシーに最大限配慮し、安心して相談できる環境を充実させます。
- 中央児童相談所の一時保護施設は、保護された子どもの様々な状況に鑑み、安心して過ごせる居住環境に配慮するとともに、子どもの権利擁護を図っていきます。
- プライバシー確保に最大限配慮し、子どもや利用者が安心して相談・生活できるよう、広く県民が訪れる新社会福祉会館とは別棟とします。

2. 建物整備における機能強化の方向性

(1) 相談しやすい環境の整備

- ・悩みを抱える親や子どもが安心して相談できる、明るく落ち着いた相談環境とします（十分な採光の確保、木材の活用など）。

(2) 一時保護施設の「安全性」と「家庭的な環境」の確保

- ・支援員が子どもの様子を容易に把握できる構造とします（中庭を設けた回廊式）。
- ・居室は家庭的であたたかみのある環境とします（原則、個室化、リビングを設けユニット化、木材の活用など）。

(3) 児童虐待対応と困難女性支援の一体的な実施

- ・児童相談と女性相談のワンストップ対応機能を充実させ、継続していきます。

3. 中央児童相談所

相談部門

〔整備方針〕 つながる支援、広がる未来、かがやく笑顔（※）

（1）子ども中心の理念のもと、安心・安全・安定の切れ目ない支援

- 「子ども中心」の理念のもと、子どもが安心・安全・安定した環境で健やかに成長できるよう、不適切な関わりを予防する子育て支援から子どもや家庭が自らの力で進むためのパートナーとして、伴走型支援を行います。
- 子どもと家族が気軽に安心して相談できる、明るくあたたかみのある空間を目指し訪れるだけで「ほっこり」と癒されるような施設を実現します。
- 子どもと利用者の安心・安全を確保するため、プライバシーが守られる施設を実現するとともに、年齢や特性を問わず誰にとっても優しく使いやすい施設を目指します。

（2）多職種チーム一丸の支援と、専門性の確保

- 児童福祉司・児童心理司・保健師・一時保護部門それぞれの職員が一丸となって、困難化・多問題化する子どもと家庭の個別ニーズへ対応し続けるため、人材育成に取り組むとともに、常に知識や技術を習得し、ケースワーク及び心理的支援の実践に活かしながら専門性を確保します。

（3）支援体制と連携の強化

- 女性相談支援センターをはじめとする関係機関（市町行政、学校、医療機関、警察、福祉施設等）との連携を強化し、プライバシーに配慮しながら、DVなど複雑な課題を抱える家庭への支援や、子どもが育つ家庭と地域を主とした包括的支援を行います。

※子どもと親、親子と支援者、支援者と支援者のつながりは、「子どもの笑顔を守る」という共通の願いのもと、子どもの自立した未来まで切れ目なく支援することを目標としています。

[施設計画]

- ・子どもの年齢・特性を問わず、誰もが安心して利用でき、明るく落ち着いた、プライバシー確保に最大限配慮した相談環境とします（例：複数の待合室設置、相談室等の動線工夫）。
- ・十分な自然採光の確保や木材を活用した柔らかく、あたたかい雰囲気施設とします。
- ・低年齢児や障害のある子どもに配慮し、相談室等はできる限り1階に配置します。
- ・光が差し込む明るく開放感のある空間と、あたたかみのある受付窓口とします。
- ・子どもや悩みを抱える親に配慮した相談環境等を十分に確保します（例：大きさ、材質、調光、空調、防音等を工夫した相談室やプレイルーム等）。
- ・配慮の必要な子どものストレスや緊張の緩和につながる仕掛けも検討します。
- ・職員全員参加の会議や人材育成のための研修、オンライン打合せ等に利用できる会議室を整備します（例：防音、Web環境整備、大小会議室等）。
- ・対応職員の安全を確保するための環境を整備します（例：職員の専用出入口設置等）。
- ・執務室内に気軽に打合せや作業ができる協議スペースや業務集中スペースを設けるなど、働きやすく、業務効率化にも工夫された執務環境を検討します（例：Web環境整備、書類の電子化等）。

一時保護部門

〔整備方針〕 いつでも届く子どもの声～守り、支え、育み、新しい明日へつなぐ～（※）

（1）安心で安全なあたたかい居場所

- 木材を基調とした、家庭的であたたかみのある空間とし、子どもの不安を和らげ安心して過ごせるようにします。
- 個室やパーソナルスペースを確保し、子どものプライバシーを守ります。死角の少ない空間、危険のない空間とするとともにセキュリティシステムを導入し、安全性を確保します。
- 職員が子どもに丁寧に関わることができる場を目指し、子どもが職員・子ども同士の関わりの中で、周囲から大切にされ、受け入れられる、認められるといった経験をする場とします。

（2）子ども一人一人に合わせた対応

- 子ども一人一人が自分らしく過ごせるように、衣食住を保障しながら、運動や遊びなどを通して自己実現を大切にす場とします。
- 相談部門との連携を強化（児童福祉司・児童心理司・一時保護部門職員の更なる協働）し、児童福祉司とともに積極的に今後の支援に関する見通し等を共有することで、子どもの安心感につながる支援を行います。
- 一律の支援ではなく、一時保護施設に入所する子ども一人一人の様々な背景や性格、心理的状況等を十分に鑑み、個々の子どものニーズに応じた支援を行います。

（3）子どもの「選択」を尊重する場

- 入浴や食事などを子どもが選ぶことができる、一般家庭の環境に近い、日常生活を送る場を保証します。
- 多様な遊び・学習・運動などを選ぶことができる、学校の環境に近い育ちの場や、子どもが落ち着いて過ごしながら自分自身を振り返る場を保障します。
- ささいなことでも、子どもが自分自身で選び、決めることができる場とし、個々の子どもの主体性を尊重することを軸にし、子ども達が自己肯定感や自信を持てるように支援します。

※どんな場面でも、一時保護部門、相談部門が一体となって「子どもの声を聴き」、「権利・安全を守り」、「自発性・生活を支え」、「情緒面・成長を育み」、一時保護施設を退所した後の子どもたちの状態や環境が、より明るく、豊かなものになることを目標としています。

[施設計画]

- ・一時保護施設の定員は 18 名とします。
- ・子どもが夜間過ごす空間は、男子、女子、幼児別のユニット化とします。
- ・男女の居室数を変更できる構造とします（例：扉の開閉位置の工夫等）。
- ・支援員の部屋等から子どもの様子が容易に把握できる中庭を囲む回廊式の形状とし、自然採光による明るい室内空間を確保します。
- ・子どもの年齢や心理的状況等は様々なことから、プライバシーの確保や権利擁護を十分考慮した家庭的であたたかみある環境とするとともに、子どもたちが拘束感や閉塞感を感じない開放的な空間とします（例：木材活用、防音、家庭的な浴室やトイレ等）。
- ・子ども一人一人の声や主体性を尊重することができるよう、多様な過ごし方が可能な環境とするほか、職員が子どもと気軽に話せる空間を確保します（例：心理療法が可能な諸室、屋内外運動スペース、娯楽スペース、幼児専用プレイルーム、オンライン学習に対応可能な個別学習室等）。
- ・心理面で傷ついた子どもが生活する一時保護施設は、2階建て以下の低層とし、事故の発生を防止します。また、外部からの不当な侵入や不意の子どもの逃げ出しによる危険を防止します（例：防犯システム、安全面の工夫等）。

配置方針

- ・子どもや利用者が安心して、気軽に相談できるようにするため、社会福祉会館と児童相談所・一時保護施設は別棟で整備します。社会福祉会館の上層階などから保護児童が見えることがないように、位置関係にも配慮します。また、専用の出入口や駐車場、通路などを確保し、社会福祉会館の来館者と交差しないよう十分配慮します。
- ・児童相談所の利用者と保護児童の動線が交差しない独立性を確保します。
- ・プライバシー配慮の観点から、相談部門はできる限り1階に配置し、複数の待合室の設置や相談室等への動線を工夫します。
- ・児童相談所の相談部門と一時保護施設の職員連携を図るために、相談部門と一時保護部門の執務室は、同じ施設内で、できる限り接近した配置とします。
- ・児童相談所と女性相談支援センターは、必要な連携支援が行えるよう同一建物としますが、各施設利用者のプライバシーを確保するため、動線や出入口、受付は別とします。

4. 女性相談支援センター

〔整備方針〕 一歩ふみだす、ともに歩む、安心の拠点（※）

〔施設計画〕

- ・悩みを抱えた女性、DV被害者、性暴力被害者や、その同伴児童の心理的ハードルを下げるため、あたたかな雰囲気センターとします。
- ・木材を活用するなど、施設全体として柔らかい雰囲気とします。
- ・光が差し込む明るく開放感のある空間と、あたたかみのある受付窓口を整備します。
- ・悩みを抱える女性等に配慮した安心で明るく落ち着いた相談環境や児童同伴でも安心して利用できる環境を整備します（例：大きさ、材質、調光、空調、防音等を工夫した相談室やプレイルーム、授乳室等）。
- ・執務室内に気軽に打合せや作業ができる協議スペースや業務集中スペースを設けるなど、働きやすく、業務効率化にも工夫された執務環境を整備します（例：Web環境整備、書類の電子化等）。

配置方針

- ・悩みを抱えた女性、DV被害者、性暴力被害者等が安心して相談できるようにするためには、プライバシーの確保が重要であることから、社会福祉会館と女性相談支援センターは、別棟で整備します。
- ・プライバシーに配慮した出入口や動線とし、複数の待合室・相談室を配置します。
- ・女性相談支援センターと児童相談所は、必要な連携支援が行えるよう同一建物としますが、各施設利用者のプライバシーを確保するため、動線や出入口、受付は別とします。

※相談者が、現状から一歩踏み出すための第一歩を女性相談支援センターがともによりそい、女性等の安心の拠点となることを目標としています。

5. 施設規模

- 各施設計画や配置方針を踏まえ、想定面積を次のように設定します（具体的には設計段階で決定）。

区分	部門	規模
中央児童相談所 (3,200 m ² 程度)	相談部門	1,700 m ² 程度
	一時保護部門	1,500 m ² 程度
女性相談支援センター		1,800 m ² 程度
合計		5,000 m ² 程度

第5章 施設計画の留意事項

- ・第2章の「3. 施設建設にあたっての留意事項」について、次のとおり具体的に記載します。

1. 交通アクセス

- ・降雪時、降雨時の会館利用者の利便性に配慮し、屋根付き駐車スペースや車椅子使用者等が優先的に利用できるいしかわ支え合い駐車場等を整備します（屋根付き駐車スペースの高さは、設計時に検討）。
- ・相談や研修などの新会館利用者に十分対応できる駐車スペースを確保します。
- ・子どもや障害のある方、高齢の方など、事情により車で来ることができない方が自ら来館できるよう、交通手段の充実について検討します。

2. 環境・性能

(1) 相談者のプライバシー配慮

- ・敷地内では、車両動線や駐車場、施設の出入口等について、建物内では、動線や各諸室の配置等について工夫し、相談者のプライバシーに配慮します。
- ・特に最大限プライバシーに配慮が必要な施設については、敷地外から施設内が見えないようにするなど、施設利用者が安心して利用できる施設環境を整備します（例：目隠しフェンス、木格子等）。

(2) 木材の活用

- ・内装材や家具に木材を使用し、誰もが立ち寄りやすい、柔らかく、あたたかみのある雰囲気を出します。
- ・木材については、石川県内の建築物・公共土木工事等における木材利用方針に基づき、原則として県産材を利用します。

(3) ユニバーサルデザイン

- ・障害のある方や車椅子利用者、高齢の方などが1人でも新しい社会福社会館を訪れ利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設とします（例：多機能トイレ、カウンター等）。
- ・出入口や通路、段差や幅員に配慮した施設とします（例：スロープ、手すり等）。
- ・施設内や敷地内には、視覚障害や聴覚障害のある方にもわかりやすい案内サインを設け、敷地の外部からでも来館者が認識しやすい屋外サイン等を設置し、訪れやすい施設とします。（例：誘導ブロック、点字サイン、音声案内装置、見やすい色調、聴覚障害者用情報受信装置等）。
- ・子ども連れの方でも安心して施設を利用できるように、おむつ交換や授乳ができるスペースを整備します（例：授乳室等）。
- ・LGBTQ+の方に配慮した施設とします。

(4) DXの推進

- ・オンラインでの相談や研修、会議などが行える環境を充実し、デジタル化に対応した効率的な施設とします（例：全館Wi-Fi環境、音響設備等）。
- ・デジタル化対応に必要な機器の充実を図ります（例：大型モニター、プロジェクター、デジタル掲示板等）。
- ・VRを活用した福祉・介護体験や介護ロボットの展示、紹介イベント等の開催を検討します。

(5) GXの推進

- ・太陽光等再生可能エネルギーを利用した設備機器の導入を検討します。
- ・建物の消費エネルギー量を実質ゼロに近づけるZEB化（※）について検討します。
- ・建築的手法による省エネルギー化への対応を検討します。

(6) 施設の長寿命化

- ・耐久性、耐候性に優れる建材や塩害に配慮した維持管理しやすい建材等を使用し、建物の長寿命化を図ります。
- ・構造体や非構造部材、設備機器等の耐震性を確保し、災害時も建物機能が維持できる工夫を検討します。
- ・将来求められる機能等の変化に対応可能なフレキシブルな空間や設備の導入を検討します。

(7) 屋外空間の活用

- ・整備予定地は、「金沢市西部副都心街づくり基本協定」において「都市型居住ゾーン」に属しており、一定の敷地内緑化が求められていることから、設計時に屋外緑地空間について検討します。
- ・また、設計時に、新たな社会福社会館の正面イメージや車両の停車スペース、駐輪場の設置について検討します。
- ・広く県民に訪れてもらうことを想定する空間は、利用者や近隣住民等が社会福社会館に入りやすいよう敷地の外から建物の中に何があるのかわかるような工夫について検討します。
- ・来館者や近隣住民が屋外でも休憩や飲食ができるよう、キッチンカーが停車できるスペースについて検討します。

※ZEBは、Net Zero Energy Buildingの略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。各府庁及び地方公共団体では、脱炭素社会の実現に向け、公共施設整備においてZEB化を推進しています。

第6章 整備予定地

1. 位置・面積・交通事情

- ・整備予定地は県所有の土地で、石川県庁舎から約600mの位置にあり、公簿面積は25,164.51㎡です。
- ・国道8号や北陸自動車道、海側幹線道路（1級幹線126号戸水町線）に近接しており、自動車による遠方からのアクセスに優れています。
- ・海側幹線道路や50m道路（主要地方道田鶴浜線）といった広域幹線道路（第1次緊急輸送道路）まで500m程度と近く、整備予定地の南側・西側に隣接する幹線市道も歩道付きでアクセスしやすい立地です。
- ・現在、隣接する石川県地場産業振興センターや県立金沢西高等学校にバス停があり、公共交通でのアクセスも可能です。
- ・設計時に周辺の交通アクセスを踏まえた敷地の動線計画や具体的な施設配置の検討を行います。



【整備予定地の位置・交通事情の状況】

出典：国土地理院地図

2. 土地利用のあらまし

- ・整備予定地の主な法規制等は、次のとおりです。

項目	内容
都市計画区域	都市計画区域内 市街化区域
用途地域	第二種中高層住居専用地域 第二種住居地域
建ぺい率 / 容積率	60% / 200%
防火地域	22 条区域
街づくり基本協定	都市型住居ゾーン
地区計画	鞍月西地区

3. 整備予定地の利用方法

(1) 利用方針

- ・新社会福祉会館は、市道（359号西部中央通り線）に面した石川県地場産業振興センター側の部分に、用地の約半分を利用して建設する予定です。
- ・駐車場は、建設予定地内に加え、当面は用地全体で必要台数の確保を検討します。

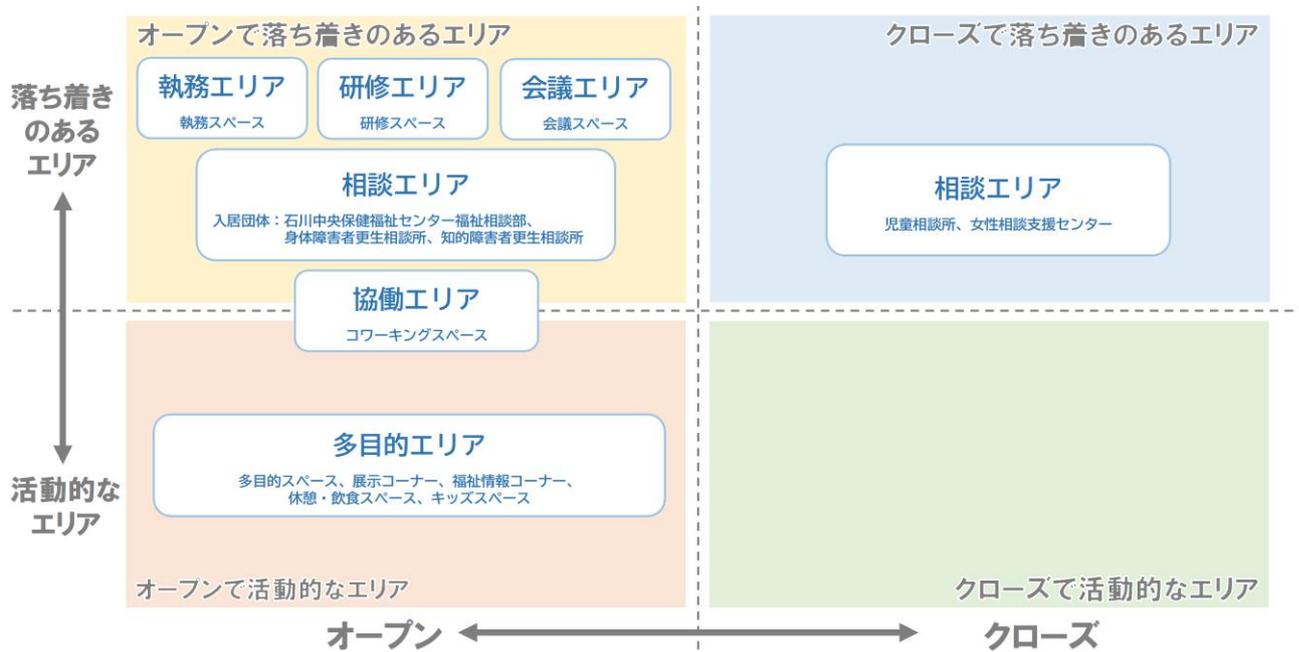


【建設予定地】

出典：国土地理院地図

(2) 建物配置方針

- ・オープンで活動的なエリアやクローズで落ち着いたあるエリアなど、各エリアの特性を踏まえた建物配置とします。



第7章 整備手法

1. 類似施設の動向

- ・平成15年以降で建て替えを行った社会福祉会館は全国で5施設であり、そのうちPFI手法を採用したのは1施設のみです。

従来手法による整備	千葉県社会福祉センター（R4竣工）、神奈川県社会福祉センター（R3竣工）、兵庫県福祉センター（H22竣工）、沖縄県総合福祉センター（H15竣工）
PFI手法による整備	岡山県福祉総合・ボランティア・NPO会館（H17竣工） ※既存建物（病院）の改築

2. 整備手法の検討

(1) 民間ノウハウの活用可能性

- ・新社会福祉会館と児童相談所・女性相談支援センターは別棟で整備することにあわせ、次のとおり検討を行いました。
- ・児童相談所の設置については、児童福祉法第12条第1項において、「都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。」とされており、設置は都道府県により行う必要があります。また、児童福祉法第12条の3において、児童相談所の所長及び所員は、知事の補助機関である職員とされています。さらに、専門的な判断を要する事務が多く、一部を除いて委託することは認められておらず、運営についても「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」等が定められており、県はこれに沿って運営する必要があります。子どものプライバシー確保の観点等も含め、民間ノウハウが活用できる範囲は非常に少ないものと考えられます。
- ・女性相談支援センターの設置については、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第1項において、「都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。」とされており、設置は都道府県により行う必要があります。また、女性相談支援センターに関する政令第1条において、女性相談支援センターの所長は、知事の補助機関である職員のうちから任用しなければならないとされています。さらに、業務内容については、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴力の被害者等への支援であり、幅広いニーズに対応する必要があるとともに、専門的な判断を要する業務が多いため、県直営が望ましく、民間ノウハウが活用できる範囲は非常に少ないものと考えられます。
- ・新社会福祉会館は、県民が広く利用することを想定しており、展示等において民間事業者のノウハウや創意工夫を活用できる余地があります。

(2) 民間事業者の参画意向

- ・現時点でPFI法第6条（民間事業者からのPFI等実施方針の策定提案）に基づく民間事業者からの提案はありません。

(3) 住民サービス向上の可能性

- ・ 児童相談所及び女性相談支援センターについては、施設の基準等が定められ、これに沿った対応が求められます。民間ノウハウの導入により住民サービスの向上が考えられる可能性はあるものの、前述のとおり、幅広いニーズに対応する必要があるとともに、専門的な判断を要する業務が多いため、民間ノウハウの導入は困難であると考えられます。
- ・ 新社会福祉会館については、福祉の重要性を広く県民に周知する活動（福祉展示等）や障害のある方等の社会参加促進（会館内における障害者等の雇用）において、運営面で自由度が高く、創意工夫の余地が大きいものと考えられます。民間ノウハウの導入により、利用者へのサービスが向上する可能性があります。

(4) 事業目的の達成実現性

- ・ P F I の導入については、本事業に児童相談所及び女性相談支援センターが含まれるため、一定程度の制約があり、民間事業者のノウハウ、創意工夫を発揮する余地が少ないものと考えられます。

(5) 制度的制約

- ・ 児童相談所及び女性相談支援センターの設置、運営は県で行う必要があります。
- ・ P F I の導入が可能な範囲は、設計・建設、維持管理業務等となります。P F I による整備では、従来手法と比べ竣工は少なくとも1年は遅れることが見込まれますが、完成から既に半世紀以上が経過し、老朽化が著しいことを踏まえると、早急に整備を進める必要があるため、スケジュール面で問題があると考えられます。

3. 整備手法

- ・ 児童相談所及び女性相談支援センターについては、民間ノウハウの活用の余地が非常に小さいことからP F I 手法を導入するメリットが小さく、竣工も1年は遅れることから、新社会福祉会館も含め従来手法による整備が妥当であると考えられます。
- ・ なお、新社会福祉会館については、運営面で自由度が高く、創意工夫の余地が大きい、指定管理者制度の導入を検討します。

第8章 整備スケジュール

- ・新社会福祉会館の整備については、令和7年度に基本設計・敷地調査に着手し、その後、実施設計、工事・移転という段階を経て進めます。
- ・具体的なスケジュールは、設計段階において検討します。

令和7年度	基本設計・敷地調査
令和8年度	実施設計（予定）
令和9年度以降	工 事（ // ）